

報道関係者 各位

山梨県特定最低賃金（自動車）の改正額が答申されました ～ 山 梨 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 が 答 申 ～

- 1 山梨地方最低賃金審議会（会長 後藤 光利：弁護士）は、令和7年11月7日、山梨労働局長（局長 岩崎 充）に対して、山梨県特定最低賃金の「自動車・同附属品製造業」については、令和8年3月1日に次のとおり改正決定するよう答申しました（別添参照）。

山梨県特定 最 低 賃 金	自動車・同附属品製造業	時間額 1,089円	効力発生予定日 令和8年3月1日
------------------	-------------	-------------------	-------------------------

- 2 「自動車・同附属品製造業」については1時間当たり60円引上げ（引上げ率5.83%）となります。
- 3 山梨労働局長は、この答申を受け、答申日付けで最低賃金法第11条（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）により、答申内容の要旨の公示を行いました。
なお、異議の申出がなく、山梨労働局長が審議会答申どおりの決定を行った場合には、上記1の山梨県特定最低賃金が効力発生予定日に適用されることとなります（一部労働者を除く）。【異議申出締切日】令和7年11月25日
- 4 改正後の特定最低賃金が効力を発生する前日までは、令和7年12月1日以降「1時間1,052円」が適用されます。
- 5 山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額等の推移を参考資料として添付。

別添

令和7年11月7日

山 梨 労 働 局 長
岩 崎 充 殿

山梨地方最低賃金審議会
会 長 後 藤 光 利

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年9月16日付け山梨労発基 0916 第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別 紙

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

ハ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 8 9 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 8 年 3 月 1 日

山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額等の推移

最低賃金件名	年 項目	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
【地域別最低賃金】																	
山梨県最低賃金 (新設:昭和47年)	時間額	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898	938	988	1,052
	引上額	12	1	5	11	15	16	22	25	26	27	1	28	32	40	50	64
	引上率	1.77	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	3.70	4.45	5.33	6.48
【特定最低賃金】																	
山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (新設:昭和63年)	時間額	789	793	798	806	819	834	851	869	890	913	914	934	959	997	1047	審議中
	引上額	7	4	5	8	13	15	17	18	21	23	1	20	25	38	50	-
	引上率	0.90	0.51	0.63	1.00	1.61	1.83	2.04	2.12	2.42	2.58	0.11	2.19	2.68	3.96	5.02	-
山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金 (新設:平成元年)	時間額	798	801	806	815	828	843	857	875	896	918	919	938	961	971	1,029	1,089
	引上額	7	3	5	9	13	15	14	18	21	22	1	19	23	10	58	60
	引上率	0.88	0.38	0.62	1.12	1.60	1.81	1.66	2.10	2.40	2.46	0.11	2.07	2.45	1.04	5.97	5.83